平成２５年（フ）第２１１号
大阪府高石市千代田３－６－19、商業登記簿上の本店所在地大阪市住吉区帝塚山中４丁目７番15号
破産者　株式会社ひかり
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
福岡県久留米市善導寺町島1040番地の３
破産者　有限会社くるめチマキヤ
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４１号
亡久保山泰の最後の住所東京都豊島区長崎４丁目29番７号
破産者　亡久保山泰相続財産
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２７９号
福岡県久留米市本町14番地の23
破産者　有限会社大野自動車整備工場
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２０号
埼玉県深谷市岡1279番地１
破産者　株式会社かんなてっく
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３９８１号
東京都大田区矢口１丁目19―12―407　ウィン多摩川
破産者　山崎　隆一
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５号
東京都立川市富士見町６丁目56番210号
破産者　山野　宣明
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９６号
東京都小金井市本町５丁目38番10―208号武蔵野ハミテージ
破産者　中村　睦子
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号
愛知県一宮市若竹２丁目３番17号、登記簿上の本店所在地岐阜市天王町１番地の２
破産者　ニチイ調査有限会社
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５７４号
札幌市豊平区月寒東５条12丁目６番５号　ラサールハイム103号、開始決定時の住所札幌市豊平区西岡４条４丁目６番10号　ジュネスコーポラス101古川洋方
破産者　桐山　晃浩
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８１号
札幌市東区伏古８条４丁目２番２―302号
破産者　今　　真
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
長野県飯田市水の手町3022番地１
破産者　池田　次男
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１６号
滋賀県東近江市永源寺相谷町601番地
破産者　小西喜代和
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４１３９号
大阪府東大阪市森河内東２―16―11　フォーレストコートＡ305、住民票上の住所大阪市東成区東今里１丁目７番21号　メゾン加藤103号
破産者　産屋敷雄一
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２号
大阪府枚方市堤町３番７―311号
破産者　みやびやこと　西河喜代子
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５００号
大阪府守口市八雲西町１丁目３番３号
破産者　小出　良郎
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７２号
大阪市西区本田３丁目２番20号　田中ビル内
破産者　岡田泰春こと　鄭　　泰春
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８０号
東京都東村山市栄町２丁目27番地14　プラウド久米川1403、前住所大阪府高槻市登美の里町21番21号
破産者　髙橋　健二
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８２号
大阪府守口市菊水通１丁目７番25―202号
破産者　徳田　秀輝
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１７号
大阪府八尾市南小阪合町５丁目８番15―102号
破産者　平松美装こと　平松　和也
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部